

2020年1月20日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

「米国短期社債戦略ファンド 2015-12（為替ヘッジなし）」の 繰上償還について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2020年1月10日、掲題ファンドの基準価額は10,108円、設定来の分配金は400円、既払分配金を含む基準価額は10,508円となり、10,500円を上回りました。つきましては、信託約款の規定に従いまして、繰上償還の手続きを行い下記の日程で償還させて頂く予定ですので、ご連絡申し上げます。

当ファンドについては、上記基準到達後速やかに組入証券を売却し、安定運用に切り替えを行っておりますが、繰上償還が完了するまでの間、組入証券等の価格変動、期中の信託報酬の負担等により、既払分配金を含む基準価額が10,500円を下回る場合もございます。また安定運用移行後は、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しませんので、ご留意ください。

今後とも弊社ならびに弊社投資信託をご愛顧賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 償還日と償還代金の支払い

繰上償還日は、2020年1月27日となります。

償還金は、2020年1月31日にお取引先の販売会社よりお支払いたします。

2. 償還価額について

償還価額は、2020年1月27日に決定されます。

3. ご換金の取扱について

償還日前につきましても、2020年1月23日までは従来通りご換金のお取扱いは行います。

ご換金の価額は、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

〈ご参考：信託約款における該当事項記載箇所の要約〉

当ファンドは、既払分配金を含む基準価額が目標水準を超えた場合、実質的にわが国の短期金融商品等の安定資産による運用に順次切り替えを行い、ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還します。

目標水準については、以下の通りです。

- ・2019年10月28日以前 12,000円
- ・2019年11月28日以降 10,500円（信託期間延長後）

※2019年10月29日から2019年11月27日の期間においては、繰上償還の判定を行いません。

ただし、基準価額が目標水準を超えてから満期償還日までの期間が短い場合は、繰上償還を行いません。

以上

〈本件に関するお問い合わせ〉

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-88-2976

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

〈お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ〉

お取引先の販売会社にお問い合わせください。